

那賀町認定こども園 保育利用時間の確認について

1. 保育利用時間とは？

保育利用時間とは、認定をうけた認定時間内において、保護者の保育理由や就労・家庭状況を考慮し、保育利用が最短となるよう家庭内で調整した「保育を必要とする時間」のことです。保育利用にあたり、ご家庭でご確認・ご調整をお願いします。

2. 保育利用時間の確認方法をおしえてほしいです

このフローチャートを使って確認してください。認定区分については裏面をご確認ください。わからない時は園やすこやか子育て課に問い合わせてください。

フローチャート
スタート!

お子さんの年齢は？
A：満3歳以上
B：満3歳未満 ※利用年度4月1日現在の年齢

就労（月48時間以上）など保護者全員が「保育を必要とする理由」に該当しますか？

A：該当しない B：該当する

就労（月48時間以上）など保護者全員が「保育を必要とする理由」に該当しますか？

A：該当する B：該当しない

1号認定
（教育認定）
3～5歳児

標準
利用時間
8:30～15:00

【時間外保育】
定期預かり保育
15:00～16:00
(3000円/月)

2号認定
（保育認定）
3～5歳児

短時 利用 時間 8:00 ～ 16:00	標準 利用 時間 8:00 ～ 17:15
--------------------------------------	--------------------------------------

利用時間は『保育理由』により「短時」と「標準」にわかれます。※裏面に記載

3号認定
（保育認定）
0～2歳児

短時 利用 時間 8:00 ～ 16:00	標準 利用 時間 8:00 ～ 17:15
--------------------------------------	--------------------------------------

認定
非該当

※
一時預かり保育が
利用可能

開園時間内【時間外保育】

- ◆1号教育
15:00～閉園時間 (300円/日)
- ◆2、3号短時
16:00～閉園時間 (200円/日)

★ 認定区分別の開園時間、延長保育などの詳細は4ページ目に記載しています。

閉園後

- ◆延長保育
18:15～閉園時間
(200円/日)



※認定時間内であれば、「時間外保育料」は発生しません。

※保護者が在宅、自営業等のため家庭内調整により、柔軟に利用時間を設定できるご家庭は、認定区分に関わらず短時間利用にご協力ください。

※体調不良や突発的な事情により、上記の利用時間よりも保育が必要となる場合、園へご相談下さい。

◆認定区分と保育の必要量について

◎令和5年度 年齢区分 (令和5年4月1日時点)

※年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変更しません。

年齢(クラス)	誕生日の範囲
0歳児	令和4年4月2日 ~ 以降に出生
1歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日
2歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日
3歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日 ~ 平成30年4月1日

1) 認定区分について (子ども・子育て支援制度)

就学前に教育・保育を利用する場合には、居住する市町村へ認定申請をし、「教育・保育給付認定(支給認定)」を受け、利用調整の上、「利用決定」される必要があります。認定区分は、次のとおりです。

認定区分	対象児童	年齢(4/1時点)	認定時間
1号認定 (教育認定)	保育を必要としない (幼稚園部分)	3~5歳児	教育標準時間(8:30~15:00) ※平日のみ。長期休業あり。
2・3号認定 (保育認定)	保育を必要とする (保育所部分)	(2号) 3~5歳児 (3号) 0~2歳児	保育標準時間(最大11時間)
			保育短時間(最大8時間)

★ 3~5歳児は教育認定と保育認定に分かれますが、活動内容やクラスは同じです。

※認定内容(保育理由)が変更しない限り、基本的に小学校就学前の年度末までが認定期間となります。ただし、児童が3歳未満である3号認定の場合、制度上認定期間は3歳の誕生日の前々日までとなります。その後、3歳の誕生日前日から2号認定に自動的に更新・延長されますが(更新手続き不要)、認定内容に変更がない限り、利用期間や利用時間、保育料は変更しません。

2) 保育を必要とする理由(認定要件)について

保護者(父母)全員が次のいずれかの要件に該当することにより、保育認定(保育が必要である者)となります。※事実確認のため、父母の証明書等の提出が必要です。

	保育を必要とする理由	利用可能期間	保育必要量
1	就労(月120時間以上)	就労開始月から就労期間が終了する月末まで (特例)月16日以上かつ月96時間以上の労働時間で、なおかつ月11日以上、労働時間が8時~16時を超える場合 ※R4.4.1改正	保育標準時間
2	就労(月48時間以上)	就労開始月から就労期間が終了する月末まで	保育短時間
3	妊娠・出産(産前産後)	出産予定日が属する月の前後2か月(多胎の場合は前後4か月)の計5か月(多胎の場合は計9か月) ※R4.4.1改正	保育標準時間
4	保護者の疾病等・障がい	診断書等により個別判断	(個別判断)
5	求職活動(起業準備含む)	90日を経過する日の月末まで。原則、継続不可。	保育短時間
6	親族の介護・看護	診断書、介護・看護状況等により個別判断	(個別判断)
7	就学・職業訓練等	就学終了日の属する月末まで	(個別判断)
8	就労からの育休継続(1年・2年)	出産した子どもが満2歳となった日が属する月末まで	保育短時間
9	災害復旧、虐待、DVのおそれ	町長が適当と認める期間	保育標準時間
10	産後延長(保育を必要とする場合)	産後終了した翌日から1年を経過する日まで※R4.4.1改正	保育短時間
11	その他上記に類する場合	町長が適当と認める期間	(個別判断)

※ 保育必要量が「標準時間」であっても、「短時間」にすることは可能です(その逆は不可)。

★ 就労者の利用時間 自己チェック表

家族みんなで確認してみましょう！

◆ 勤務時間

(続柄) : ~ :
 (続柄) : ~ :

◆ 送迎協力時間 (祖父母等) 朝 : / 夕 :

◎ 就労証明書に記載の勤務時間を確認してください。

保育開始時間 (利用園の開園時間内に限る)

勤務開始時間 移動時間 余白時間

時 分 - 分 **-15分前**

例) 8:30勤務開始、移動時間30分の場合

8:30-30-15=7:45

★7:45から保育開始可能

保育終了時間 (利用園の開園時間内に限る)

退勤時間 移動時間 余白時間

時 分 + 分 **+15分後**

例) 17:30退勤、移動時間30分の場合

17:30+30+15=18:15

★18:15にお迎えください

※1日に必要とする保育時間が最短となるパターンを選んで下さい。(例)朝は母が送迎、夕方は父が送迎など

おしえて!こんなときは? (保育認定編)



仕事は16時に終わり、16時30分に迎へに行けますが、子どもが「もっと遊びたいから17時に迎へに来て」と言います。17時にお迎へでもいいですか?



お迎へ可能な16時30分をお願いします。基本的に保育利用できる時間は、保護者が保育を必要とする時間です。



仕事が14時30分に終わります、15時にはお迎へに行けますが、おやつが終わっていないようです。何時にお迎へに行けばよいですか?



おやつは食べられますので、おやつが終わる時間を、園におたずねください。ただし、おやつをご家庭でとる場合、15時のお迎へでも構いません。

認定こども園は、園児数にあわせて職員を配置するため、時間帯による適正な保育ニーズを把握する必要があります。

特に人員が少ない朝夕の時間帯など、過剰な保育利用はお控えいただき、適正な利用時間をお守りください。

家庭実態と利用時間に相違が認められた場合、個別に事情を確認させていただくこともございますのでご承知ください。

状況にあわせ家庭の利用時間をご確認いただき、公平で健全な園運営にご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



必要とする人が保育をつかえるよう、みんなで譲り合ひましょう

● 参考 ●

利用時間、延長保育等の料金

		開園	8:00	8:30	15:00	16:00	17:15	18:15	18:45
【預かり保育あり】	教育1号標準 (3, 4, 5歳)	時間外保育 300円/日 ※様式2号			認定時間 8:30~15:00	【定期】預かり保育 3,000円/月 ※様式1号		時間外保育 300円/日 ※様式2号	延長保育 200円/日 ※様式2号
	教育1号標準 (3, 4, 5歳)	時間外保育 300円/日 ※様式2号			認定時間 8:30~15:00		時間外保育 300円/日 ※様式2号		延長保育 200円/日 ※様式2号
保育2号 (3, 4, 5歳)	短時	時間外保育 200円/日 ※様式2号			認定時間 8:00~16:00		時間外保育 200円/日 ※様式2号		延長保育 200円/日 ※様式2号
	標準	特別保育			認定時間 8:00~17:50		特別保育		延長保育 200円/日 ※様式2号
保育3号 (0, 1, 2歳)	短時	時間外保育 200円/日 ※様式2号			認定時間 8:00~16:00		時間外保育 200円/日 ※様式2号		延長保育 200円/日 ※様式2号
	標準	特別保育			認定時間 8:00~17:50		特別保育		延長保育 200円/日 ※様式2号

● 参考 ●

こども園利用例

例1 朝はお母さん、帰りはお父さん

【家庭状況】

保育理由は就労(自営以外)、保育標準時間認定
 父の勤務/町外 移動時間:45分 勤務時間:8:00~16:00
 母の勤務/町外 移動時間:30分 勤務時間:8:30~17:15
 祖父母送迎協力:なし

【利用時間】

朝は母が送迎=8:30-(移動30分+15分)で7:45に登園
 夕は父が送迎=16:00+(移動45分+15分)で17:00に降園

例2 時間外保育(有料)をつかって

【家庭状況】

保育利用は就労(自営以外)、保育短時間認定
 父の勤務/町内 移動時間:15分 勤務時間:8:30~17:30
 母の勤務/町内 移動時間:5分 勤務時間:8:00~17:00(週2程度)
 祖父母送迎協力:なし

【利用時間】

母親の週2の勤務日は時間外保育(200円/日)を利用し、こども園利用は8:00~17:20とする。
 それ以外は8:30~16:00利用(もしくは家庭保育)とする。
 (※この例は勤務状況やお子さまの年齢、園状況等により、「一時預かり保育」を利用していただくこともあります。)

例3 産前産後は赤ちゃんとお母さんのようすを見ながら

【家庭状況】

保育理由は産前産後、保育標準時間認定
 父の勤務地/町外 移動時間:30分、勤務時間:8:30~17:30
 母は産前産後(体調良好)・祖父母送迎協力あり(16:30・不定)

【利用時間】

通常は母が在宅のため8:30~16:00の利用
 ※体調不良のときは父などが送迎
 朝は父が送迎:8:30-(移動30分+15分)で7:45に登園
 夕は祖父母協力:16:30に降園

保育利用には基準がありますが、保護者の方も体調不良のときがあったり、突発的なことが起こったりと、家庭状況・事情は変わります。お困りのときはお早めに園へご相談いただき、状況を詳しくお伝えください。

